

日高市手話言語条例の逐条解説（案）

（前文）

手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現し、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を必要とする人たちが長年にわたって大切に育んできた言語です。

こうした中、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約や平成23年に改正された障害者基本法において、手話は言語として位置づけられました。

このような中、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解を深め、手話を必要とする人が、安心して暮らすことができる環境を整えられるよう、日高市の障害者福祉計画の基本理念である「共に生き、しあわせを感じる社会を目指して」の精神にのっとり、この条例を制定するものです。

【解釈】

手話言語条例を制定するに当たり、手話に対する理解を深めることにより、手話を必要とする人が、安心して暮らせることができる社会の実現の趣旨を分かりやすく理解してもらうため、前文を設けました。

手話は、音声言語である日本語と異なる言語ですが、手話を必要とする人たちが長年にわたって大切に育んできた言語です。

また、国際的にも国内でも手話は言語として位置づけられています。

平成18年12月に国連総会で採択された、「障害者の権利に関する条約」第2条において、手話は言語であると定義されました。

国内においても、平成23年8月に「障害者基本法」第3条に「言語」には「手話を含む」と明記されました。

そして平成28年4月より、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」いわゆる「障害者差別解消法」が施行され、障がい者に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が行政機関等で義務付けられ、令和6年4月から事業者にも義務化されるなど、手話への理解促進や手話を使いやすい環境整備等の取組みが求められています。

このため、市や市民及び事業者が手話は言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解を深めることで、手話を必要とする人が、安心して暮らすことができる環境を整え、市の福祉計画の特色である、共生社会「共に生き、しあわせを感じる社会の実現」のために条例を制定することを、前文において宣言するものです。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解等に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策を推進することにより、手話を必要とする人の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与することを目的とするものとする。

【解釈】

本条は、本件条例の内容を総括的に示すとともに、条例の目的を定めています。

手話についての基本理念を定め、市の責務や市民及び事業者の役割を明らかにし、手話に関する施策を推進することにより、手話を使用することで好奇の目にさらされることや、手話による情報が得られず集団への参加がかなわないといった社会的な障壁によって分け隔てられることがなくなり、手話を必要とする人の意思疎通を行う権利が尊重される、安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与します。

(基本理念)

第2条 手話に対する理解及び手話の普及の促進その他手話を必要とする人が安心して暮らすことができる環境の整備は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を必要とする人の権利を尊重することを基本として行われなければならない。

【解釈】

本条は、手話に関する基本理念について定めています。

手話に対する理解、手話の普及、手話の促進、手話を必要とする人が安心して暮らすことができる環境の整備は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話を必要とする人の権利を尊重することを基本とすることで、第1条に定める共生社会の実現に寄与することができます。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、手話を使用しやすい環境の整備等のために必要な施策を推進するものとする。

【解釈】

本条は、市の責務を定めています。

市は、基本理念に基づいて、手話を使用しやすい環境の整備等のために必要な施策を推進することを明らかにしています。

(市民及び事業者の役割)

第4条 市民及び事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

【解釈】

本条は、市民及び事業者が担うべき役割について定めています。

手話を必要とする人が、安心して暮らせるようになるには、市民及び事業者が基本理念への理解を深めることが必要です。

また、市が手話に関する施策の推進の協力を努めることが必要です。

(施策の推進)

第5条 市は、次に掲げる施策について総合的に推進するものとする。

- (1) 手話に対する理解及び手話の普及の促進に関する施策
- (2) 手話による情報の取得及び提供に関する施策
- (3) 手話と親しみ、学ぶ機会の確保に関する施策
- (4) 手話通訳者の養成その他手話による意思疎通の支援に関する施策

2 市は、前項の規定による施策の策定及び推進について、手話を必要とする人その他関係者の意見を聴くための協議の場を設けるものとする。

【解釈】

本条は、条例制定後の手話に関する施策の実効性を確保するため、既に実施している手話に関する施策について、第1項第1号から第4号に規定する施策ごとに整理を行うとともに、既に実施している施策の改善や、新たに施策を実施する必要がある場合に定めています。また、第2項は、これらの施策について、手話を必要とする人その他の関係者の意見を聴くための協議の場を設けることを定めています。

(災害時の対応)

第6条 市は、災害時における手話による情報の収集及び提供並びに意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

【解釈】

本条は、災害時の緊急な場合に、手話による情報の収集及び提供や意思疎通に必要な支援について、努めるよう定めるものです。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

【解釈】

本条は、条例に定めるもののほか、条例の施行にあたって必要な事項を、市長が別に定めることを規定したものです。